

## 委託者・家内労働者（内職者）のみなさまへ

### ◆家内労働法のあらまし

家内労働法は、工賃の最低額、安全及び衛生その他家内労働者に関する必要な事項を定め、家内労働者の労働条件の向上を図り、家内労働者の生活の安定に資することを目的としています。

委託者及び家内労働者は、この法令で定められた事項が守られているかを点検しましょう。

### ▼家内労働手帳の交付（家内労働法第3条・家内労働法施行規則第1条）

委託者は、委託をするにあたって、家内労働者に「家内労働手帳」を交付し、工賃の支払い方法（支払い場所・支払期日等）・物品の受渡し場所・不良品の取扱・委託業務の内容・物品の数量・工賃単価・納品の時期等を明記しなければなりません。

家内労働者は、記載内容に誤りがないかを確認しましょう。

### ▼工賃の支払い（家内労働法第6条・第14条）

委託者は、家内労働者に対し支払う工賃について、原則として通貨でその全額を1ヶ月以内に支払わなければなりません。

なお、最低工賃の適用を受ける家内労働者（山形県では「男子・婦人既製服製造業」の1業種）に対しては、その最低工賃額以上の工賃を支払わなければなりません。

### ▼委託状況届（様式第二号）の提出（家内労働法第26条・施行規則第23条1項・2項）

委託者は、この法律の適用を受ける委託者になったとき、又は毎年4月1日現在の委託する仕事の内容や家内労働者数などの状況等を4月30日までに、営業所の所在地を管轄する労働基準監督署長を経由して山形労働局長に届出なければなりません。

### ▼家内労働死傷病届の提出（家内労働法第26条・施行規則第23条3項）

委託者は、家内労働者又は補助者が、委託に係る業務に関し負傷し、又は疾病にかかり4日以上休業し、又は死亡した場合には、遅滞なく、家内労働死傷病届（様式第三号）を、営業所の所在地を管轄する労働基準監督署長を経由して山形労働局長に提出しなければなりません。

### ▼帳簿の備付け（家内労働法第27条・施行規則第24条）

委託者は、家内労働者各個人別に氏名や工賃支払額などを記載した帳簿を備付けなければなりません。

また、この帳簿は、最後に記入した日から3年間保存しなければなりません。

## ▼家内労働者の災害防止（家内労働法第17条・施行規則第10～21条）

委託者は、委託に係る業務に関し、機械・器具等又は原材料等を家内労働者に譲渡・貸与又は提供するときは、法令に適合した安全装置等が取り付けられている機械等を譲渡しなければならない他、「災害防止に関する事項」を書面に記載し、家内労働者に交付しなければなりません。

また、家内労働者は、「災害防止に関する事項」の書面を作業場の見やすい箇所に掲示し、家内労働者又は補助者は、書面に記載された注意事項を守るように努めなければなりません。

### 【注意】いわゆる「インチキ内職」に気をつけましょう！

「簡単な作業で高収入」「新しい現金収入の道」「副業にぴったり」・・・、このような内職者を募る広告宣伝が数多く見受けられますが、中には条件の違いなどから思わぬ被害にあうケースが少なくありません。仕事を始めるときは、少なくとも次のことに注意して慎重に対処することが必要です。

- ◎「高額な収入が得られる」などのうまい話にまどわされないこと。簡単な仕事で、高収入が得られるとは考えにくい。また、業者の言うように仕事を紹介してくれる保証がないので、納得が出来るまで十分に説明を求めて確認し、本当に自分に出来る仕事かどうか冷静に判断してみた上で結論を出すこと。
- ◎収入等その他の委託条件や契約条件を十分に確認し、内容は契約書等の書面できちんともらうこと。信用できる業者かどうか十分検討すること。
- ◎例えば、高額な商品を購入させるなど事前にお金を支払わせる業者、安易に高収入を約束する業者、強引な勧誘をする業者、契約や支払いを急がせる業者、納得できる説明をしない業者などは特に注意すること。